

■ ただの NPO 法人では満足できない団体向けに待望の代行パック ■

# “寄付金優遇! 認定NPO法人申請代行パック”

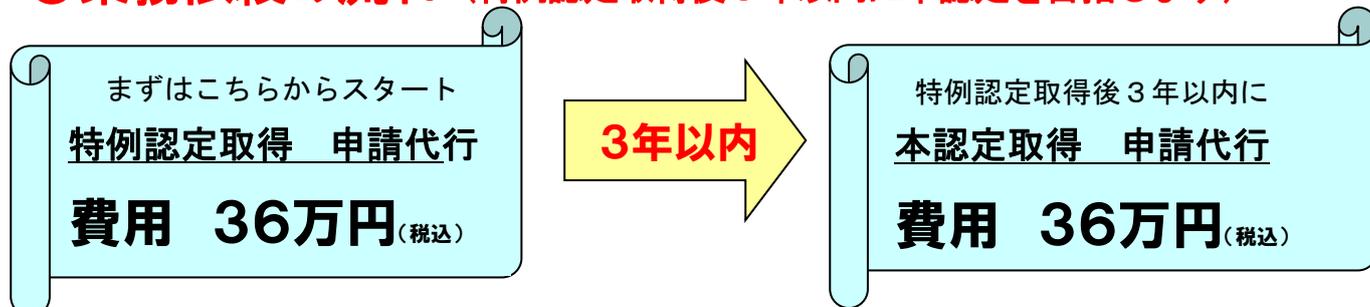
NPO法人設立運営センターは、NPO法制定時に日本で初めてのNPO法人専門申請代行業をスタートさせ、現在までに約1500法人の設立や会計の指導を行っています。法人運営に関する経理・法務を得意とするスペシャリスト集団です。最近特にご要望の多い「認定NPO法人申請代行」のご紹介をします。



## NPO 法人設立運営センターに依頼すると

- 面倒くさい書類の作成や所轄庁とのやり取りから解放されます。
- 団体でこの申請専門のスタッフを雇う必要はありません。
- 認定前も認定後も様々な相談に乗り、円滑な運営をサポートします。

## ◎業務依頼の流れ (特例認定取得後3年以内に本認定を目指します)



※ 特例認定取得・本認定取得のみのご依頼も可能です。ただし、特例認定取得代行のみの料金は36万円ですが、特例認定申請せず本認定取得代行のみの料金は、60万円(税込)となります。予めご了承ください。

## ◎ まずは無料相談会にお申し込みください 相談申込書

団体名 ※必ずお書きください	特定非営利活動法人		
TEL	FAX	担当者氏名	
住所			
希望日時	年	月	日 時から (1人50分以内)

お申し込みFAX番号 03-5405-1814 ☎

## NPO法人設立運営センター (公益総研グループ)

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル1F  
TEL 03-5405-1815 FAX 03-5405-1814

# 認定NPO法人制度とは？ 特例認定とは？

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たし、組織運営や事業活動が適正で公益の増進に資すると認められた法人を認定NPO法人として認定する制度です。以前は、国税庁において認定事務を行っていましたが、H24.4.1以降は所轄庁が認定事務を行うこととなり、新たに特例認定制度も導入されました。認定NPO法人・特例認定NPO法人の要件等の概要は以下の通りです。

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 パブリック・サポート・テスト(PST)<sup>(注1)</sup>が一定の基準以上であること</li> <li>2 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること</li> <li>3 運営組織および経理が適切であること</li> <li>4 事業活動の内容が適正であること</li> <li>5 情報公開を適切に行っていること</li> <li>6 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること</li> <li>7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと</li> <li>8 設立の日から1年を超える期間が経過していること</li> </ol>	左記の要件のうち <u>1以外</u> の要件を満たすこと
有効期間	5年間(更新あり)	3年間(更新なし)
申請可能な法人	すべてのNPO法人 (ただし、設立後1年を超える期間を経過)	設立後5年以内のNPO法人
メリット	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 寄附者に対する税制優遇               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)個人が寄附した場合の寄附金控除</li> <li>(2)法人が寄附した場合の法人税の損金算入限度額の拡大</li> <li>(3)相続人が寄附した場合の非課税</li> </ol> </li> <li>2 認定NPO法人に対する税制優遇 ・「みなし寄附金制度」の活用</li> </ol>	左記のメリットのうち1(3)、2は適用なし

(注1) NPO法人が広く一般から支持されているかどうか(寄附を受けているかどうか)の基準で、以下の3つの要件のいずれかを満たすもの

- ① 相対値基準 実績判定期間中の、収入金額に占める寄附金額の割合が20%以上であること
- ② 絶対値基準 実績判定期間中の、3,000円以上の寄附者が年平均100人以上であること
- ③ 自治体による条例個別指定を受けていること

相談希望の方は、事前にメールまたはFAXを送信してください。先着順です。

## 無料相談会実施中 1人50分以内

■会場 新橋アイランドビル1階会議室

JR新橋駅 烏森口から徒歩8分 都営三田線 御成門駅から徒歩5分

予約は TEL 03-5405-1815 FAX 03-5405-1814 E-mail :

